

決

議

第三回定例会で可決した決議文は次のとおりです。

●香港の活動家らによる沖縄県・尖閣諸島不法上陸等を糾弾し抗議する決議

沖縄県石垣市に属する尖閣諸島は、歴史的にも、国際法上も疑う余地のない我が国固有の領土である。現に我が国は1895年(明治28年)1月の閣議決定で日本に編入して以来、尖閣諸島を有効に支配している。また、本年9月11日にはその国有化を行った。

従って、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は、そもそも存在しない。こうした中、香港の民間団体の活動家ら14名が8月15日に我が国の海上保安庁

巡視船による警告および制止を振り切つて、尖閣諸島の我が国領海に侵入した。また、これら活動家のうち7名は同日夕刻、尖閣諸島に不法上陸した。

これらの行為は極めて遺憾であり、本区議会はこれらの行為を厳しく糾弾するとともに、嚴重に抗議する。こうした違法行為に対し、国内法令にのっとりて厳正な対応を行うことは政府の当然の責務である。政府は、違法行為に対し法にのっとりて厳正に対処するとともに、このような事態が再発しないよう中国、香港当局に対して嚴重な申し入れを行い、さらに尖閣諸島の有効支配

を引き続き確保するものとしていくために、警備体制の強化を含め、あらゆる手段を尽くし、周辺海域での監視警戒に万全を期すべきである。

また、同月27日、北京市において丹羽宇一郎駐中国大使乗車の公用車が襲われ、公用車に掲げられていた日本国旗が奪われた。これは我が国の主権・尊厳を傷つける極めて遺憾な行為であり、本区議会は、このような外交官保護を定めたウィーン条約をないがしろにした蛮行を、厳しく非難し嚴重に抗議するとともに、あわせて法に基づく厳正な対処、国際法の遵守、再発の防止を強く求めるものである。

同時に、日本にとって中国および香港は、幅広いさまざまな分野において緊密な関係を有し、利益を共有する重要なパートナーである。日中両国は、アジア太平洋地域をはじめとする国際社会における平和、安定、繁栄に向けて戦略的互恵関係を一層強化させていくためにも手を携えていく関係にある。

我が国は、こうした大局を見失うことなく、同時に、主張すべきは主張し、措置すべきは措置し、領土・領海・領空の領域の保全を全うし、国民の生命と財産をはじめとした我が国の利益を冷徹に断固として守っていくべきである。

以上、決議する。

平成24年10月2日

練馬区議会

意見書

第三回定例会では、1件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

●「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから平成19年(2007年)4月1日より、いわゆる「脱法ドラッグ」を指定薬物として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。

今年7月1日に9物質が追加指定され、現在、77物質が指定薬物に指定されている。しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出現してきている。指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、お香・アロマなどと称して販売されている。「脱法ハーブ」を吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、「脱法ハーブ」を吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

「脱法ハーブ」をめぐるでは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるといふ、いたちごっこを繰り返す、法規制が追いつかないのが実態である。厚労省が調査したところ、違反

法ドラッグ販売業者数は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなった。「脱法ハーブ」は、覚醒剤や麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって、本区議会は、政府に対し、下記の点について早急に対応するよう、強く要請する。

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象に
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取り締りの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること。
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年10月12日

▽あて先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣

要請書

10月5日に提出しました。

●「未臨界核実験」および「新型の核性能実験」中止を求める要請書

我が国は、広島、長崎への原爆投下による被爆を経験した唯一の国であることから、多年にわたり、全世界に核兵器の廃絶を求め、また国際社会も核軍縮や核実験全面禁止への努力を積み重ねてきました。

練馬区は、昭和58年(1983年)10月3日に、すべての核兵器の廃絶と世界

の恒久平和を願って、「非核都市練馬区宣言」を決断いたしました。これまで、フランスや中国、更にインド、パキスタン、イギリスが行った核実験に抗議し、即時中止を求める要請も行ってまいりました。また、北朝鮮が行った核実験についても、嚴重に抗議するとともに、核実験を今後行わないよう強く求める決議をいたしました。

しかし、これらの努力を重ねてきたにもかかわらず、貴国が、平成9年(1997年)7月に未臨界核実験を開始して以来、本年4月6月の間に5回目、8月に6回目の新型の核性能実験

あとがき

区議会だより第186号は、平成24年第三回定例会を中心に編集しました。

秋も深まり、朝夕も冷えこむようになってきました。風邪など引かぬようお気を付けてお過ごしください。

本紙について、ご意見・ご要望がございましたら、議会事務局までお寄せください。どうぞよろしくお願いたします。

▽あて先：アメリカ合衆国大統領

- 広報・図書委員会
- 委員長 福沢 剛
- 委員 宮原 義彦
- 委員長職務代理 白石 けい子
- 委員 菊地 靖枝

●李明博韓国大統領による竹島上陸および天皇陛下に関する発言に抗議する決議

島根県隠岐の島町の竹島は、我が国固有の領土であり、これは歴史的にも国際法上も疑いの余地はない。

我が国は17世紀半ばにその領有権を確立し、1905年(明治38年)1月には島根県への編入を閣議決定しており、先の大戦後のサンフランシスコ講和条約においても竹島は日本が放棄すべき地域からは除外されている。

にもかかわらず、韓国は、1952年にいわゆる「李

承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、同ラインの内側の広大な漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込んだ。

こうして、竹島を不法占拠し、施設構築等を強行してきたのである。韓国が不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、決して容認することはできない。

そして、去る8月10日に李明博韓国大統領が竹島に上陸した。本区議会は日韓関係の将来に大きな禍根を残すこの行為を強く非難するとともに、韓国が竹島の

不法占拠を一刻も早く停止することを強く求めるものである。

また、我が国政府は断固たる決意を持って、韓国政府に対し、毅然とした態度を取り、我が国が一丸となつて竹島問題について効果的な政策を立案し実施すべきである。

さらに、8月14日、李明博韓国大統領は、天皇陛下の韓国ご訪問について極めて不適切な発言を行った。友好国の国家元首が天皇陛下に対して行う発言として極めて非礼な発言であり、謝罪と発言の撤回を求める。また、韓国政府は、野田佳彦首相から李明博韓国大

統領にあてた親書を返送するなど外交上、非礼といえる対応を続けている。

我が国にとって韓国は、安全保障上、経済上も重要な隣国であり、韓国国民と親密な友誼を結んでいくことがアジア太平洋地域の繁栄と安定に繋がるものである。そのためにも、李明博韓国大統領をはじめとする韓国政府および韓国国民が賢明かつ冷静な対応をすることを強く求める。

以上、決議する。

平成24年10月2日

練馬区議会